

公告

大健公告第29号
平成31年2月1日

ダイワボウ健康保険組合

理事長 村田 浩一



任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 平成30年9月30日現在の平均標準報酬月額：329,289円
2. 平成31年度における標準報酬等級：23等級 320,000円
3. 適用年月日：平成31年4月1日